

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成 30 年 6 月 27 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 愛知県清須市寺野花笠100番地	
氏名 麒麟麦酒株式会社 名古屋工場	
執行役員工場長 中村 貴昭	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 052-400-5351	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	麒麟麦酒株式会社 名古屋工場
事業場の所在地	愛知県清須市寺野花笠100番地
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	10：飲料・たばこ・飼料製造業
②事業の規模	製造品出荷額 7,288,234 万円／年
③従業員数	168人

④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥（余剰汚泥）→自己中間処理で脱水後、中間処理業者に委託して、肥料原料として再資源化 汚泥（廃棄珪藻土）→自己中間処理で脱水後、中間処理業者に委託して、セメント原料として再資源化 汚泥（熱処理酵母）→客先へ運搬後販売する。飼料として再資源化 廃プラスチック類→中間処理業者に委託して、再生原料・RPF燃料・建設材料として再資源化 動植物性残さ→中間処理業者に委託して、肥料原料として再資源化 木くず →中間処理業者に委託して、製紙原料・製紙燃料として再資源化 ガラスくず →再生処理業者に委託して破砕後、びん原料として再資源化 →中間処理業者に委託して破砕後、建設材料として再資源化 →中間処理業者に委託して焼却後、建設材料として再資源化 蛍光灯→中間処理業者に委託して破砕後、それぞれ再資源化 乾電池→中間処理業者に委託して選別後、それぞれ再資源化 廃油 →中間処理業者に委託して焼却し、熱回収する。
-----------------	--

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

工場長

エンジニアリング・環境安全担当部長（廃棄物管理責任者）

—廃棄物担当者（主管担当、特別管理産業廃棄物管理責任者、産業廃棄物処理委託契約書締結、処理委託先現地確認、発生者責任）

醸造エネルギー担当（産業廃棄物処理施設技術管理者、産業廃棄物処理責任者、処理委託先現地確認、発生者責任）

総務広報担当、パッケージング担当、品質保証室（処理委託先現地確認、発生者責任）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（平成29年度）実績】別紙のとおり

産業廃棄物の種類		
排出量	t	t

（これまでに実施した取組）

- 継続して工程管理レベル向上による廃棄物発生量の削減に取り組む。
- 現在は乾燥酵母の製造を実施しているが、これを縮小して液状のままの熱処理酵母の排出を増やす。逆有償となる為、見かけ上汚泥の排出量は増大するが、全量売却して飼料原料として再生される。

		・ 新型のビールろ過装置の運用を拡大して、廃棄物削減に取り組む。						
	②計画	【目標】 別紙のとおり						
		<table> <tr> <td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>排出 量</td><td>t</td><td>t</td></tr> </table>	産業廃棄物の種類			排出 量	t	t
産業廃棄物の種類								
排出 量	t	t						
		(今後実施する予定の取組) ・ なし。						
産業廃棄物の分別に関する事項								
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラの分別を徹底している。						
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 新たな予定はない。分別については継続して実施する。						

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		— t

		(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（平成29年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	汚泥	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	— t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	67,884 t	— t	
	(これまでに実施した取組) ・排水余剰汚泥・廃棄珪藻土については、自社で脱水処理を行い減 量化している。			
	②計画	【目標】		
産業廃棄物の種類		汚泥	—	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		— t	— t	
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		79,495 t	— t	
(今後実施する予定の取組) ・脱水処理を継続する。				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・		

	②計画	【目標】 別紙のとおり		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託 量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託 量	t	t
		再生利用業者への処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) ・再資源化、再生につながる処理業者への処理委託を継続する。 ・産廃処理委託先の現地確認を継続して実施する。		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

①現状【前年度（平成29年度）実績】

②計画【目標】

①現状【前年度（平成29年度）実績】

②計画【目標】

[illegible]